

新 市 まちづくり 計 画

みどり 次世代

～人と緑・産業が未来を育むまち～

静岡県 菊川市

(小笠町・菊川町合併協議会)

令和2年3月改正

【 目 次 】

第1章 序論	1
1 合併の必要性	
2 住民のまちづくりへの期待	
3 計画策定の方針	
(1) 計画の趣旨	
(2) 計画の構成	
(3) 計画の期間	
第2章 市町村の概況	5
1 地理的条件	
2 人口と世帯	
3 産業構造	
4 関連計画の把握	
第3章 主要指標の見通し	12
1 人口の推移	
2 世帯数の推移	
第4章 新市建設計画の基本方針	14
1 建設計画策定の考え方	
2 まちづくりの基本理念	
3 目標とする将来像	
4 新市の基本方針	
5 新市の土地利用の方向性	
第5章 新市の施策	22
1 新市における施策の体系	
2 各主要施策の内容	
(1) 共に汗かくまち《市民・行政》	
(2) 安心していきいき暮らせるまち《福祉・健康》	
(3) 豊かなこころを育むまち《教育・文化》	
(4) 笑顔がうまれるまち《コミュニティ》	
(5) 輝くみどりのまち《環境》	
(6) 躍進する産業のまち《産業》	
(7) 安全・便利・快適なまち《都市基盤》	
第6章 新市における県事業の推進	42
1 静岡県に要望する事業	
2 静岡県が実施を予定する事業	
第7章 公共的施設の統合整備	46
第8章 財政計画	47
1 前提条件	
2 歳入	
3 歳出	

第1章 序論

1 合併の必要性

静岡県の中西部、小笠郡に位置する小笠町と菊川町は、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれ、自然景観と都市的機能が共存する地帯を形成しています。また、病院と衛生施設の一部事務組合を2町で運営し、消防をはじめとする一部事務組合においても共に構成町となるなど、一体性の高い広域行政をこれまで展開しています。さらに、住民の日常生活においても、通勤・通学の玄関口として共にJR東海道本線菊川駅を利用するなど、生活・文化・経済面においても強いつながりを有しており、交流の深い町となっています。

地方分権の推進により、自治体には、「自分たちの地域は、自分たち独自でまちづくりを進めていける力を持つこと」が強く求められています。今後のまちづくりを進めていくためには、地域の課題に対して住民と行政が協働してその解決を図っていく仕組みづくりが必要です。

また、国・地方とも財政事情は厳しい状況にあり、特に地方財政は、国からの地方交付税や補助金の削減などによって、さらに厳しさを増してることが予想されます。その一方で、今後、当地域においても少子高齢化が進行し、社会保障にかかる財政負担は多大なものになると予測されます。さらに、環境・福祉・都市基盤整備などの社会潮流の変化に対応した行政需要や、住民需要の多様化・高度化に対応していくために専門性と責任を有した住民サービスの維持・向上を提供できる自治体への変革が求められています。

こうした時代の要請に応じていくためには、行財政基盤の強化と効率的な運営、行政の各分野における専門的で高度な知識と能力を持った人材を確保・養成することにより、行政水準をいっそう向上することが必要です。

このため、2町が地域の活性化と、住民がより暮らしやすいまちを作っていくために、様々な住民需要に応えられる行政機能を構築し、将来を見通した都市機能整備と一体的なまちづくりを進め、2町の均衡ある発展へとつなげることが望まれます。

2 住民のまちづくりへの期待

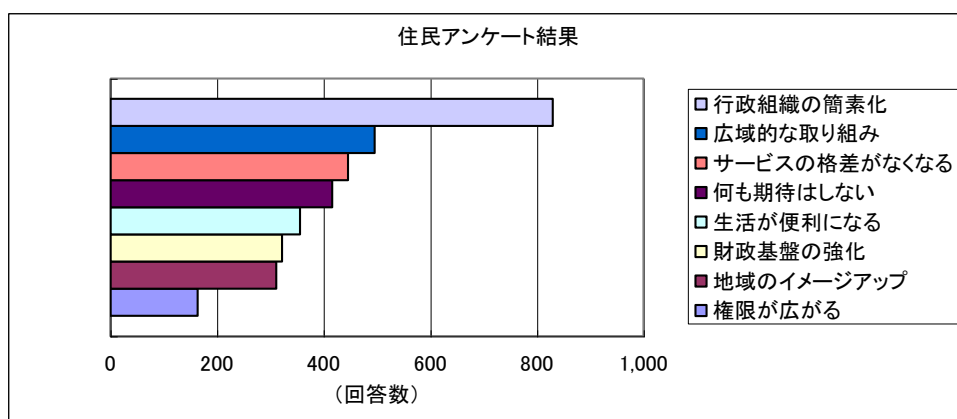
小笠町・菊川町の住民を対象とした「まちづくりに関するアンケート調査」によれば、合併した場合で期待することの第1は「行政組織の簡素化」、第2は「広域的な取り組み」、第3は「サービス格差がなくなる」となっています。

また、合併後特に力を入れてほしい施策の第1は「高齢者福祉の充実」、第2は「環境対策の推進」、第3は「防災対策の充実」となっています。

図1 市町村合併した場合で期待すること

住民アンケート 【合併した場合、どのようなことを期待するか】

該当項目	回答数
行政組織の簡素化で、職員や議員数などについて効率化が図られる	830
道路整備や産業振興などで、広域的な取り組みができる	496
公共料金や、福祉などの公共サービスの格差がなくなる	446
何も期待はしない	416
各種証明書の発行や、図書館やスポーツ施設などの公共施設利用が広域になり、生活が便利になる	356
財政基盤が強化され、大型事業への取り組みが可能となる	322
地域のイメージアップと活性化が期待できる	311
事務を処理する権限が広がり、申請手続きなどがスピードアップする	164



※複数回答項目あり

(H15. 3月小笠町・菊川町任意合併協議会「小笠町・菊川町のまちづくりに関するアンケート調査結果」)

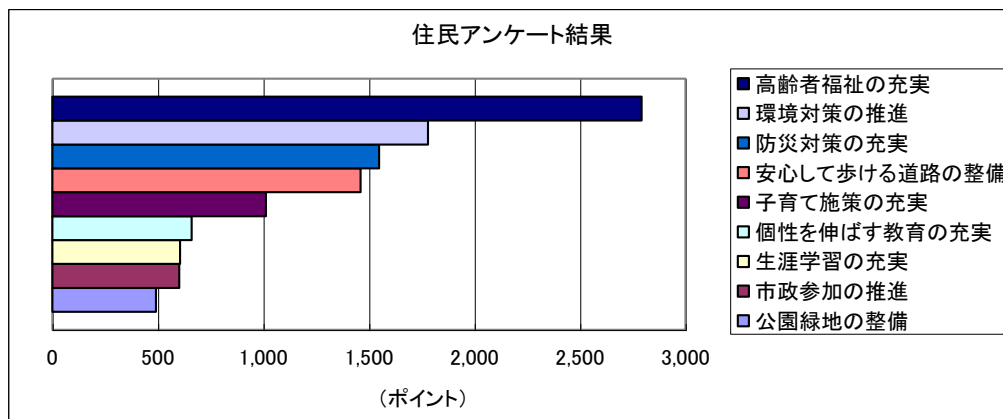
図2 市町村合併した場合で重点的な施策内容の要望

住民アンケート 【合併した場合、特に力を入れてほしいと思う施策】

該当項目	獲得 ポイント
高齢者福祉の充実	2,792
環境対策の推進	1,780
防災対策の充実	1,548
安心して歩ける道路の整備	1,460
子育て施策の充実	1,012
個性を伸ばす教育の充実	660
生涯学習の充実	605
市政参加の推進	601
公園緑地の整備	491

【ポイントの算出方法】

アンケートで、1人に対して3項目あげてもらい、「最も力を入れてほしい施策」に記入した項目を3ポイント、「2番目」を2ポイント、「3番目」を1ポイントとして、合計したポイント数



(H15. 3月小笠町・菊川町任意合併協議会「小笠町・菊川町のまちづくりに関するアンケート調査結果」)

3 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第1項に基づく法定計画として、小笠町・菊川町の合併に際し、速やかな一体性の確立と2町の均衡ある発展、住民福祉の向上を図ることを目的とする新市の基本的な計画として作成されるものです。

計画策定にあたっては、小笠町・菊川町任意合併協議会で策定した「新市将来構想」を基本として、2町の総合計画や2町が属する広域市町村圏計画を引き継ぐとともに、静岡県総合計画(魅力ある“しずおか”2010年戦略プラン)の理念を活かす、魅力的な地域づくりの実現を目指しています。

なお、新市の進むべき具体的な方向については、新市で策定する新市総合計画の「基本構想」「基本計画」「実施計画」に委ねることとしております。

(2) 計画の構成

本計画は、新市を建設するための「基本方針」とこれを実現するための「新市の施策」「財政計画」等で構成します。

(3) 計画の期間

本計画における基本方針及び財政計画は、平成17年度から令和6年度までの20か年とします。基本方針は、将来を見据えた長期的な視野に立つものとし、財政計画は、健全な財政運営に努め、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過度に見積もることのないようにします。

第2章 市町村の概況

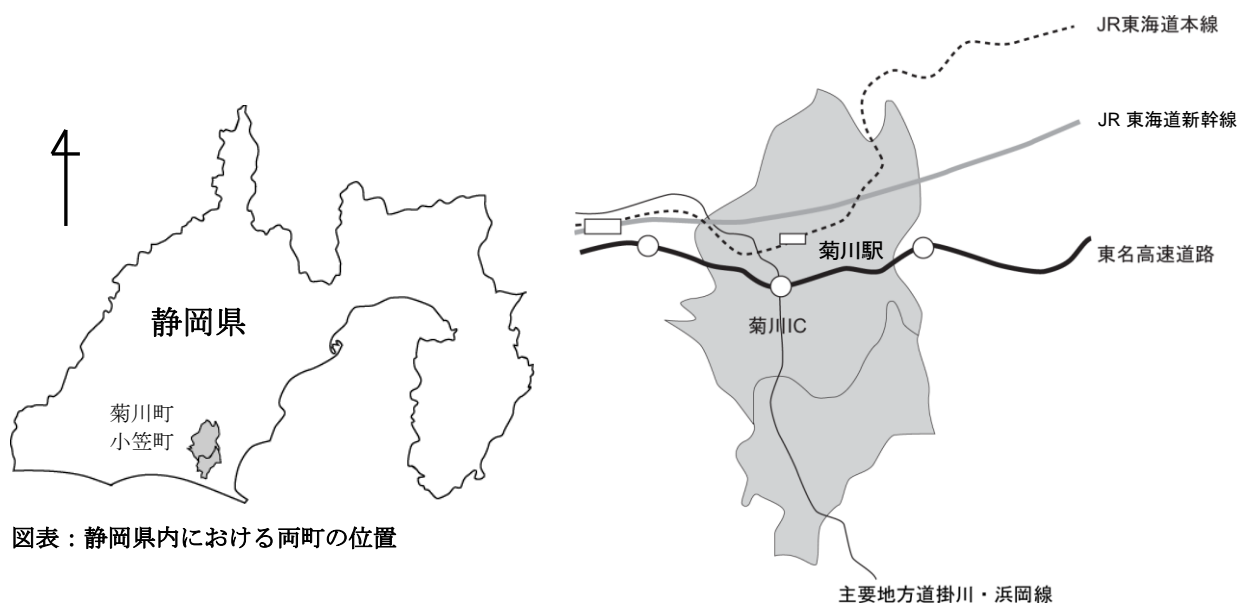
1 地理的条件

新市は、静岡県の中西部に位置し、東側に日本一の大茶園牧之原台地を擁し、南側に新市を縦断する一級河川菊川が流れ込む遠州灘を望み、北西側は掛川市に接する、温暖な気候に恵まれた自然豊かな地域です。

東西方向は約9 km、南北方向は約12 kmで、面積は94.24 k m²となり、地目別面積は、農用地37.14 k m²、山林・原野24.48 k m²、宅地10.17 k m²、その他22.45 k m²となります。

地域内にはJR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジを有し、また近隣にはJR東海道新幹線掛川駅、御前崎港、富士山静岡空港を有することから、利便性に恵まれた将来性豊かな地域となっています。

小笠・菊川地域の位置図



図表：静岡県内における両町の位置

主要地方道掛川・浜岡線

図表：両町の交通網

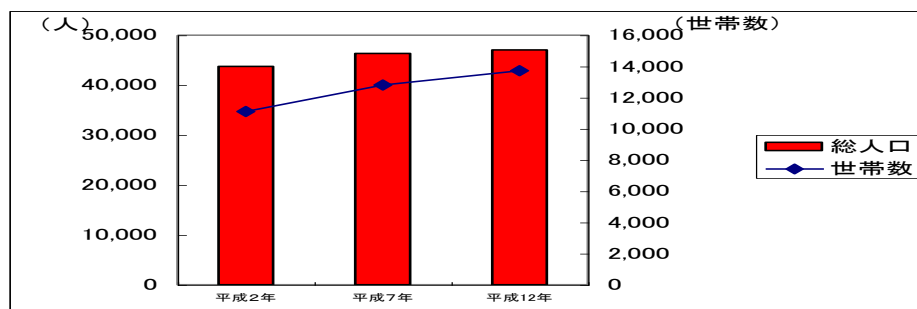
2 人口と世帯

新市の人口（平成12年国勢調査人口）は47,036人で、平成7年の国勢調査と比較すると、1.5%と増加していますが、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口比率）は18.4%と年々上昇しており、平成7年と比べ1.9ポイントの増加となっています。一方、年少率（総人口に占める15歳未満人口比率）は15.9%となっており、平成7年よりも2ポイント減少し、少子高齢化の進行がうかがえます。

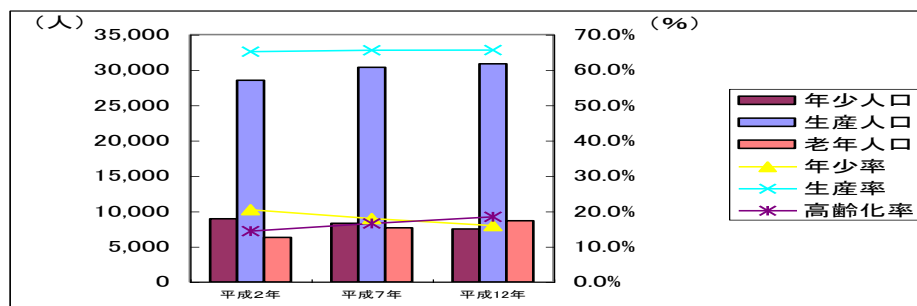
世帯数は、平成12年で13,727世帯と、平成7年と比べ7.2%の増加を示していますが、核家族化等の進行により1世帯あたりの人員は3.4人に低下しています。

区分	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	43,762	46,334	47,036
世帯数	11,110	12,801	13,727
1世帯当たりの人員	3.9	3.6	3.4
年少人口（～14）	8,928	8,308	7,489
年少率（%）	20.4%	17.9%	15.9%
生産人口（15～64）	28,529	30,364	30,875
生産率（%）	65.2%	65.5%	65.6%
老年人口（65～）	6,301	7,662	8,669
高齢化率（%）	14.4%	16.5%	18.4%

人口・世帯数の推移



年齢別人口の推移



(総務省「国勢調査」)

3 産業構造

(1) 農業

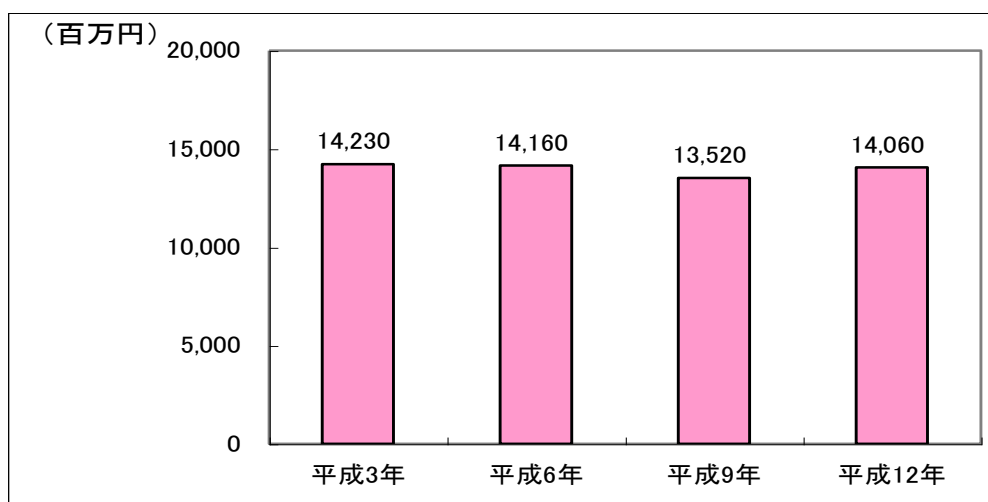
2町の農業粗生産額を見ると、全体で約140億円となり、小笠町は減少する傾向を、菊川町は増加する傾向を見せています。

図表：農業粗生産額の推移

農業粗生産額

単位：百万円

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成12年
小笠町	5,150	4,570	4,010	3,870
菊川町	9,080	9,590	9,510	10,190
合計	14,230	14,160	13,520	14,060



(関東農政局静岡統計情報事務所 「静岡県の生産農業所得統計」)

(2) 工業

2町の事業所数及び製造品出荷額等の推移を見ると、平成13年の事業所数は214事業所となり、近年減少の傾向にあります。一方、製造品出荷額等は約2,243億円となり、平成になってからは、2,200億円から2,500億円の間に推移しています。

図表 工業事業所数・製造品出荷額等の推移

事業所数

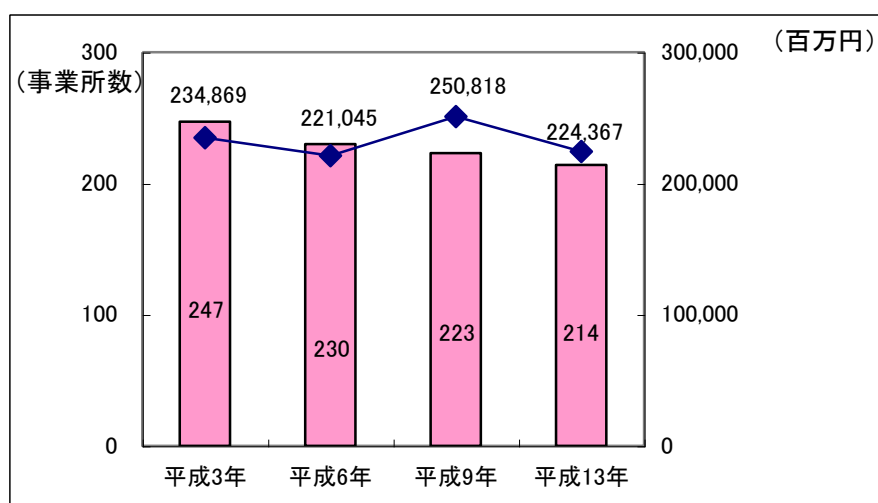
単位：事業所数

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成13年
小笠町	96	88	93	89
菊川町	151	142	130	125
合計	247	230	223	214

製造品出荷額等

単位：百万円

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成13年
小笠町	60,339	57,943	63,402	61,631
菊川町	174,530	163,102	187,416	162,736
合計	234,869	221,045	250,818	224,367



(経済産業省「工業統計」)

(3) 商業

2町の小売業商店数及び年間販売額の推移を見ると、商店数は平成14年には438店と減少傾向にあります。年間販売額も平成9年まで増加傾向を続けましたが、平成14年には約373億円と減少しています。

また、卸売業の推移を見ますと、商店数は近年増加傾向にあり平成14年には77店となっています。年間販売額は、平成11年こそ約261億円と減少に転じましたが、平成14年には約284億円に回復しています。

図表 小売業商店数・年間販売額の推移

小売業商店数

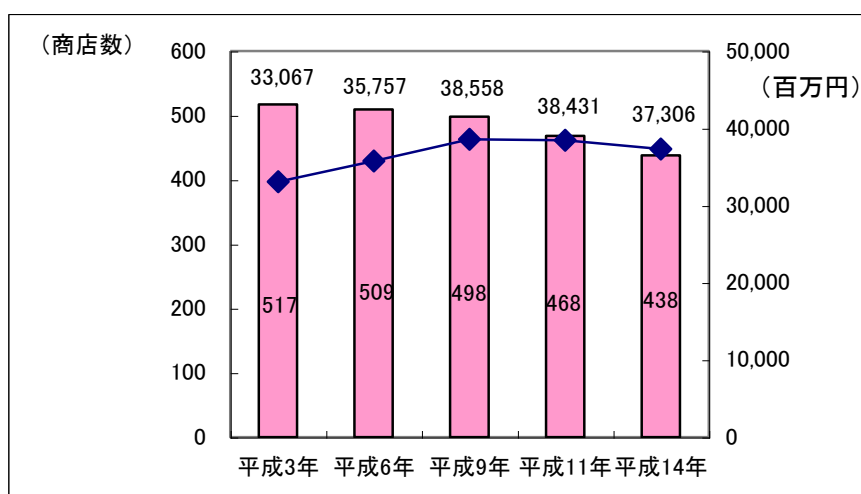
単位：商店数

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
小笠町	156	159	158	147	144
菊川町	361	350	340	321	294
合 計	517	509	498	468	438

小売業年間販売額

単位：百万円

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
小笠町	10,267	11,947	12,003	11,160	10,614
菊川町	22,800	23,810	26,555	27,271	26,692
合 計	33,067	35,757	38,558	38,431	37,306



(経済産業省「商業統計」)

図表 卸売業商店数・年間販売額の推移

卸売業商店数

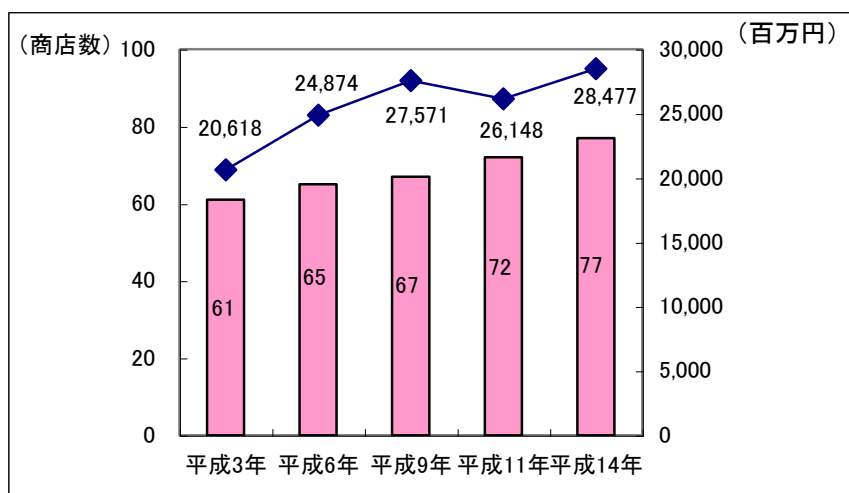
単位：商店数

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
小笠町	20	18	20	24	20
菊川町	41	47	47	48	57
合 計	61	65	67	72	77

卸売業年間販売額

単位：百万円

区分	平成3年	平成6年	平成9年	平成11年	平成14年
小笠町	10,918	12,551	11,230	12,545	12,637
菊川町	9,700	12,323	16,341	13,603	15,840
合 計	20,618	24,874	27,571	26,148	28,477



(経済産業省「商業統計」)

4 関連計画の把握

新市をとりまく地域の広域計画としては、静岡県総合計画と東遠地区広域市町村圏計画等があります。また、両町の総合計画の概要は下表のとおりとなっています。

両町に係わる広域計画

	魅力ある“しずおか” 2010戦略プラン (平成14年4月本編、平成14年7月地域編静岡県策定)	第4次東遠地区広域市町村圏計画 (平成13年3月 東遠地区広域市町村圏協議会策定)
対象地域	西部地域	東遠地区1市7町 (掛川市、御前崎町、相良町、大須賀町、大東町、浜岡町、小笠町、菊川町)
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ■西部地域の現状・展望と課題 ○環境 ○安心の基になる健康福祉等 ○安全 ○地域産業経済 ○活力を呼び込む地域交流 ○未来を拓く人づくり ○文化・スポーツ等 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域づくりの課題 ○産業の構造変化への対応 ○地域環境問題への対処 ○地域社会のユニバーサルデザイン化 ○圏域住民の暮らしの充実 ○定住条件の確保 ○地域の魅力の充実と交流の拡大 ○圏域住民による主体的な地域づくりへの取り組み ○地方分権時代に対応した行政システム
将来像	「富国徳」の魅力ある地域づくり	「情報と交流のヒューマンネットワークステージ・東遠」
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の目標像 地域の目標像については、各地域の特性を生かしながら、「富国徳」を基本理念とし、豊かな快適空間と有徳の志が織り成す「魅力ある“しずおか”」を実現し、多彩な夢の実現に挑戦できる県民生活に資するため、平成22年度（2010年度）を目標年次とし、各地域内の多自然居住地域と都市的地域が、例えば、流域単位等で連携・交流し、補完し合う相互の関係や姿に留意します。（抜粋） 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域づくりの大綱 ○自然環境にやさしい安全で快適な基盤づくり ○充実した暮らしの創造 ○創意と工夫で活力ある地域産業の形成 ○開かれた行政の推進

両町の総合計画

	第5次小笠町総合計画 (平成12年12月策定) 目標年度：平成16年	第3次菊川町総合計画 (平成13年3月策定) 目標年度：平成22年
主要課題	<ul style="list-style-type: none"> ○便利で安心して快適に暮らせる「生活基盤」をつくる ○健やかな心身や温もりの連帯感がみなぎる「地域基盤」をつくる ○豊かな人材を育み生きがいを高める「教育文化基盤」をつくる ○伝統のある産業と新しい産業が共栄する「産業基盤」をつくる 	<ul style="list-style-type: none"> ○みどりが躍動するまち ○人が躍動するまち ○心温まるまち
将来像	「安らぐ環境に包まれ、潤いと活力に満ちたまち」	「みどりと人が躍動し 心温まるまち 菊川」
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ○社会基盤と環境の整備 ○保健福祉の向上と地域づくり ○教育文化の振興 ○産業の振興 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の生活、歴史、文化資源を大切に、ふるさとに誇りを持てる人づくり ○人にやさしい、自然にやさしい、みんなで支えあう心温まるまちづくり ○みどりと人がいきいきと躍動し、自然と都市が共生するまちづくり ○活力ある産業を育てるまちづくり ○住民がはつらつと活動するまちづくり ○住民に開かれた行財政運営
将来目標人口	平成16年度 16,400人	平成22年度 35,000人

第3章 主要指標の見通し

1 人口の推移

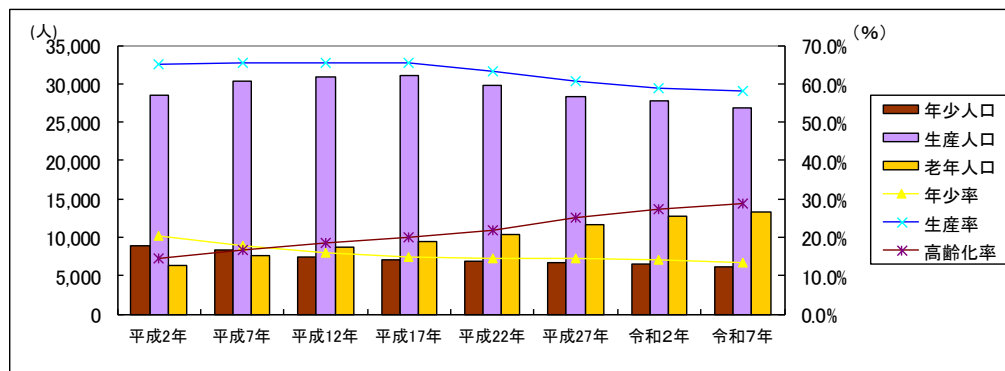
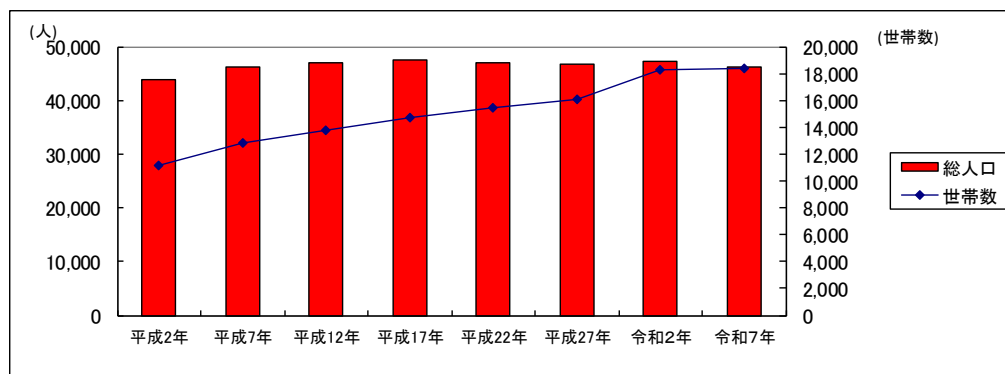
平成7年から平成27年までの人口推移は、国勢調査による人口の実数、令和2年と令和7年については、第2期菊川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン&総合戦略の人口推移とした結果、令和7年における人口見通しは46,265人となり総人口は年々減少する傾向にあります。

また、年齢別人口については、少子高齢化の進行によって令和7年で14歳以下の年少率が13.2%と年々減少する一方、65歳以上の高齢化率が28.7%に増加すると予想されます。15歳から64歳までの生産年齢人口は58.1%と減少することが見込まれ、少子高齢化のすう勢は避けられない状況です。

2 世帯数の推移

世帯数の推移は、第2期菊川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン&総合戦略の人口推計を基に推計した結果、令和7年における世帯数の見通しは18,370世帯となり年々増加傾向にあります。また、1世帯当たりの人員については、令和7年における見通しは2.5人となり1世帯当たりの人員については年々減少することが見込まれます。

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年
総人口	43,762	46,334	47,036	47,502	47,041	46,763	47,158	46,265
世帯数	11,110	12,801	13,727	14,698	15,485	16,095	18,254	18,370
1世帯当たりの人員	3.9	3.6	3.4	3.2	3.0	2.9	2.6	2.5
年少人口（～14）	8,928	8,308	7,489	7,010	6,790	6,755	6,580	6,125
年少率（％）	20.4%	17.9%	15.9%	14.8%	14.4%	14.4%	14.0%	13.2%
生産人口（15～64）	28,529	30,364	30,875	31,007	29,800	28,283	27,757	26,876
生産率（％）	65.2%	65.5%	65.6%	65.3%	63.3%	60.5%	58.8%	58.1%
老年人口（65～）	6,301	7,662	8,669	9,457	10,298	11,725	12,821	13,264
高齢化率（％）	14.4%	16.5%	18.4%	19.9%	21.9%	25.1%	27.2%	28.7%



※世帯数の推計方法

- ① 平成2年から平成27年までは、国勢調査の実績値とする。
- ② 令和2年及び令和7年については、第2期菊川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン&総合戦略の人口推計を基に推計した数値とする。

第4章 新市建設計画の基本方針

1 建設計画策定の考え方

少子高齢化、情報化さらには地方分権等が本格化する中で、すべての人々が安心して暮らせる郷土づくりの必要性が高まっています。長い歴史と文化を共有し、共に発展してきた両町は、豊かな自然環境の保全に努めながら安全で快適な居住環境を実現することはきわめて重要です。

望ましい郷土づくりは、市民と行政が深い信頼関係をもとに力を合わせるにより実現します。地域住民が「物心両面」で豊かさや幸せを実感できる町を創造し、新しい魅力的な「顔のみえるまちづくり」のために主体性や独自性の発揮できる自立した自治体を目指すものです。このため、新市建設の基本方針として、本計画では「まちづくりの基本理念」、「目標とする将来像」、「新市の基本方針」「新市の土地利用の方向性」を定めました。

2 まちづくりの基本理念

地方分権時代への対応、財政基盤の強化、行政サービスの効率化が求められ、行政ニーズは今後さらに変化していくことが予想されます。

このため、市民と一体となった協働のまちづくりを推進することが必要とされています。地域と行政は合意形成を保ちながら、住民参画の視点からの市民と行政の関係を見直し、市民主体のまちづくりを形成し、地域づくり・人づくりを進めることが重要となります。これらを踏まえる中で、新市におけるまちづくりの3つの基本理念を設定しました。

共に生きる 《共生と協働》

住民と豊かな自然環境が共生し、市民と行政が互いの役割分担を明確にし、顔のみえる関係を基本としながら協働のまちづくりを目指すため、地域が自らの意思と責任で行動するとともに、互いに協調・協力して地域のために活動することを重視します。

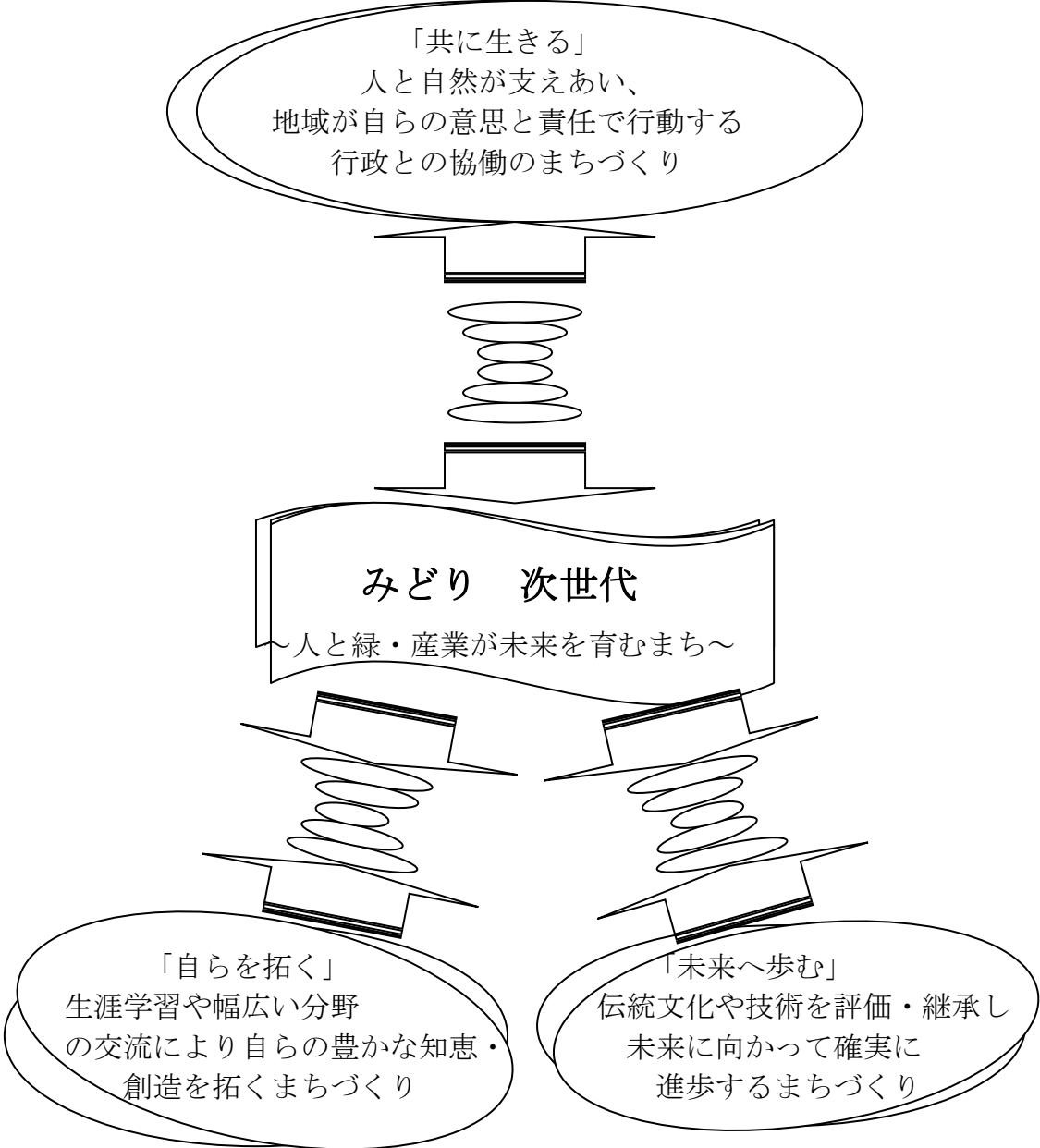
自らを拓く 《自立と交流》

安心して暮らせる特色のある魅力的で自立したまちづくりを目指すため、生涯学習や幅広い分野の交流などにより、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視します。

未来へ歩む

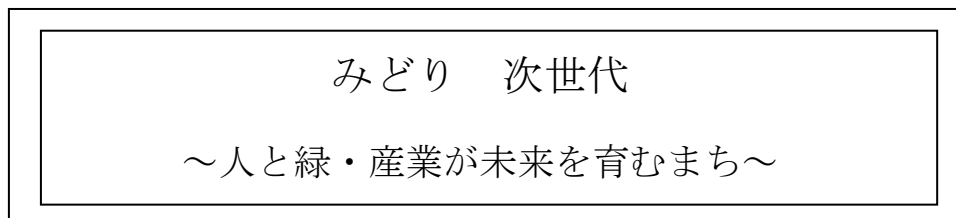
《継承と発展》

ふるさと意識や自慢できる「よさ」を再発見し、誇れる資源を活かすとともに、長い歴史の中で受け継がれた伝統文化や形成された技術をたたえ、継承し新たな発展を加え、未来に向かって確実に進歩することを重視します。



3 目標とする将来像

新市の将来像は、基本理念を踏まえ次のように設定します。



両町は、豊かな自然に恵まれています。この鮮やかな緑に包まれたこの地域で、豊かな感性に恵まれた人づくりと緑を大切にされた地域環境づくりに取り組み、温かな心をもつ住民が平和な暮らしを育み続け、いきいきとした笑顔と活力が生まれる新市を、次の世代に継承することを目指しています。

4 新市の基本方針

まちづくりの基本理念を踏まえ、新市の将来像を実現するため、新市で取り組むべきことの方向性を示します。また、新市のまちづくりは「選択と集中」を基本として7つの柱に基づいて推進します。

(1) 共に汗かくまち《市民・行政》

自らが考え自らが行動する市民主体のまちづくりを推進し、市民と行政が役割を分担し、住民参画型の協働によるまちづくりを進めます。そして、市民自ら支えあい助け合うシステムづくりを進めるため、ボランティア活動やNPOなどの住民活動を支援し、市民のこころが和み安心して暮らせる環境づくりを進めます。また、多様化・高度化する行政需要に対応するため、地域コミュニティセンターの利活用方法を再構築するとともに、住民サービス部門の設置の検討を進めます。

自主性、自立性の向上と個性的で活力ある地域社会の実現を目指すため、行政評価の導入と職員の政策形成能力を高め、効率的な行財政運営を進めるため、各種施設などの外部委託が可能な分野については、計画性を持つ中でできるところから積極的に進めます。

(2) 安心していきいき暮らせるまち 《福祉・健康》

少子高齢社会を迎え高齢者、障害のある人を含め、すべての人たちが健康で自立した生活をおくれるまちづくりの実現を目指すために、安心していきいきと暮らせる地域医療・福祉・保健体制の充実に努めます。そして、体の不自由な人でも支障なく活動できるような生活環境を整え、市民一人ひとりがいきいきとたのしく暮らすことができるまちづくりの実現のための支援体制の強化を進めます。

(3) 豊かなこころを育むまち 《教育・文化》

学校教育や生涯学習を通して、地域に愛着を深め豊かな知性や感性を育み、市民一人ひとりの豊かな個性や創造力を伸ばすために、市民とともに学びあう地域ぐるみの郷育活動や人権活動を進めていきます。また、文化・スポーツ施設等を有効活用し、地域と一体となり住民活動を支援するとともに組織の育成も進めていきます。

(4) 笑顔がうまれるまち 《コミュニティ》

まちづくりの様々な分野において市民が主体となり、伝統的な地域のよさや人の温かさを体感できる、新たな住みよい交流のまちづくりを目指します。仲良く、楽しく、安全で、安心な住みよいまちづくりは、町内会・自治会や地域住民主体の組織が特色のある活動を展開しながら行政と連携し、協働のまちづくりを進めることが重要です。このため、地域住民全体に連帯感がある住みよいまちづくりの確立に努めます。

(5) 輝くみどりのまち 《環境》

青い空、輝くみどりを守るため、自然環境との調和やリサイクルの推進、地球規模の環境問題に配慮します。また、茶畑や水田、里山に囲まれ、花が咲き水もきれいで、輝くみどりが映える豊かで住みやすいまちづくりを目指します。貴重な自然や景観を保全し自然とふれあう環境学習の場づくりと、市民と一体となった環境学習を積極的に進めていきます。さらに、資源循環型社会の構築に向けての体制づくりに支援をします。

(6) 躍進する産業のまち《産業》

魅力ある次世代農業を進めるために、担い手の育成と経営基盤の拡充を図り、農畜産物の高付加価値化や安全・安心な生産・流通体制の整備を行い、消費者から信頼される産地づくりを目指します。商業は、既存の商店街・商業施設の活性化と新たな商業集積の誘導誘致を図り、魅力ある商業地の形成を進めていきます。工業は、既存企業や関連関係団体と連携を密に、ビジネス機会の拡大に努め活発で安定した経済活動を行い、働く人たちに、魅力を感じる仕事を提供できるよう応援していきます。また、産業集積に一層の厚みをつけ、新世紀産業の創造や他産業の誘致を図り新たな雇用力を高め、今後さらに躍進できるまちを目指します。観光は、既存観光施設の機能強化や地域資源を活かした観光振興を図り、効果的な情報発信に努めます。

(7) 安全・便利・快適なまち《都市基盤》

調和のとれた計画的な土地利用を推進し、広域交通の利便性が高い地域の資源や施設を共有するとともに、拠点機能を分担・連携する中で、快適で利便性の高い都市基盤や生活環境の整備・機能強化に努めます。人と物と産業の流れが益々集中する地域を中心としたまちの「にぎわい空間」を創出し活力のあるまちづくりを進めていきます。また、市内の利便性を高める幹線道路の整備と、地域をつなぐ生活道路整備を促進します。さらに、誰もが楽しく行き来できるよう公共交通の利便性の向上、楽しく歩ける歩行者空間など効率的に整備を進めます。富士山静岡空港、国道 473 号バイパス、また近隣には、新東名高速道路が建設されるといった立地条件を最大限活かすための構想にも取り組みます。緑豊かな居住環境の整備、生活基盤整備、防災体制の整備など秩序ある市街地形成を誘導しながら自然災害の未然の防止に向けた取り組みとして、河川改修事業など治水にむけた取り組みを進めます。また、これからの新市を担う、若者層の定住施策も考慮し、安全で安心な生活環境を充実します。

5 新市の土地利用の方向性

新市の将来像を実現するための土地利用の方向性を次のように設定し、住民が身近で手軽に、行政、保健・医療・福祉、教育などのサービスを受けることができる環境形成に努めます。

(1) 基本的な考え方

① 地域間と広域のネットワークの充実

新市の中心部（市街地にぎわいゾーン）と、地域の拠点（地域いきいきゾーン）を結ぶ道路網の整備を推進するなど市内ネットワークの充実に図ります。また同時に、幹線道路などを積極的に活かした広域的な交流・連携を推進します。

② 個性的な既存資源の保存と有効活用

新市全域に広がる茶園や田園、菊川をはじめとした河川や里山などの自然は、新市の貴重な資源として保全を図るとともに、人々がふれあい親しめる空間の形成に努めます。

また、地域の活性化に向け、横地城や黒田家などの歴史的資源や、伝統芸能などの文化資源を新市のまちづくりへ積極的に活用します。

(2) まちづくりの7つのゾーン

① 地域いきいきゾーン

地域コミュニティ施設を核として、身近な行政サービスの充実に図り、住民と行政が共に汗かく地域づくりを進め、地域の均衡ある発展に努めます。また、地域いきいきゾーンの相互や市街地にぎわいゾーンとの連携強化を図ります。

② 市街地にぎわいゾーン

新市の中心市街地として、商業・業務系機能などの強化を進めながら土地利用の高度化を図り、新市の中心部としてシンボル性の高い顔づくりを進めます。

③ 茶園ふれあいゾーン

茶生産基盤の整備を図るとともに、適正な管理体制のもと、環境や景観の維持・保全を推進します。また、自然生態系・地域振興・周辺の土地利用等に配慮した上で、観光・レクリエーション・学習等、自然とのふれあいの場としての活用を図ります。

④ 田園やすらぎゾーン

河川沿いの平坦部を中心に田園やすらぎゾーンとして、優良農地の保全に努めます。生産性の向上に向けた基盤整備を推進するとともに、農地の流動化、集約化、高度利用化を促進します。また同時に、農業の体験学習などの場として農地の利活用を推進します。

⑤ 親水うるおいゾーン

菊川をはじめとした河川については、それらが持つ自然の美しさや清らかさ等の環境・景観の保全に努めます。また同時に、人々が川や池と親しみ、うるおう空間を創出し、自然の中で楽しむとともに、自然の必要性について学ぶ場を提供します。

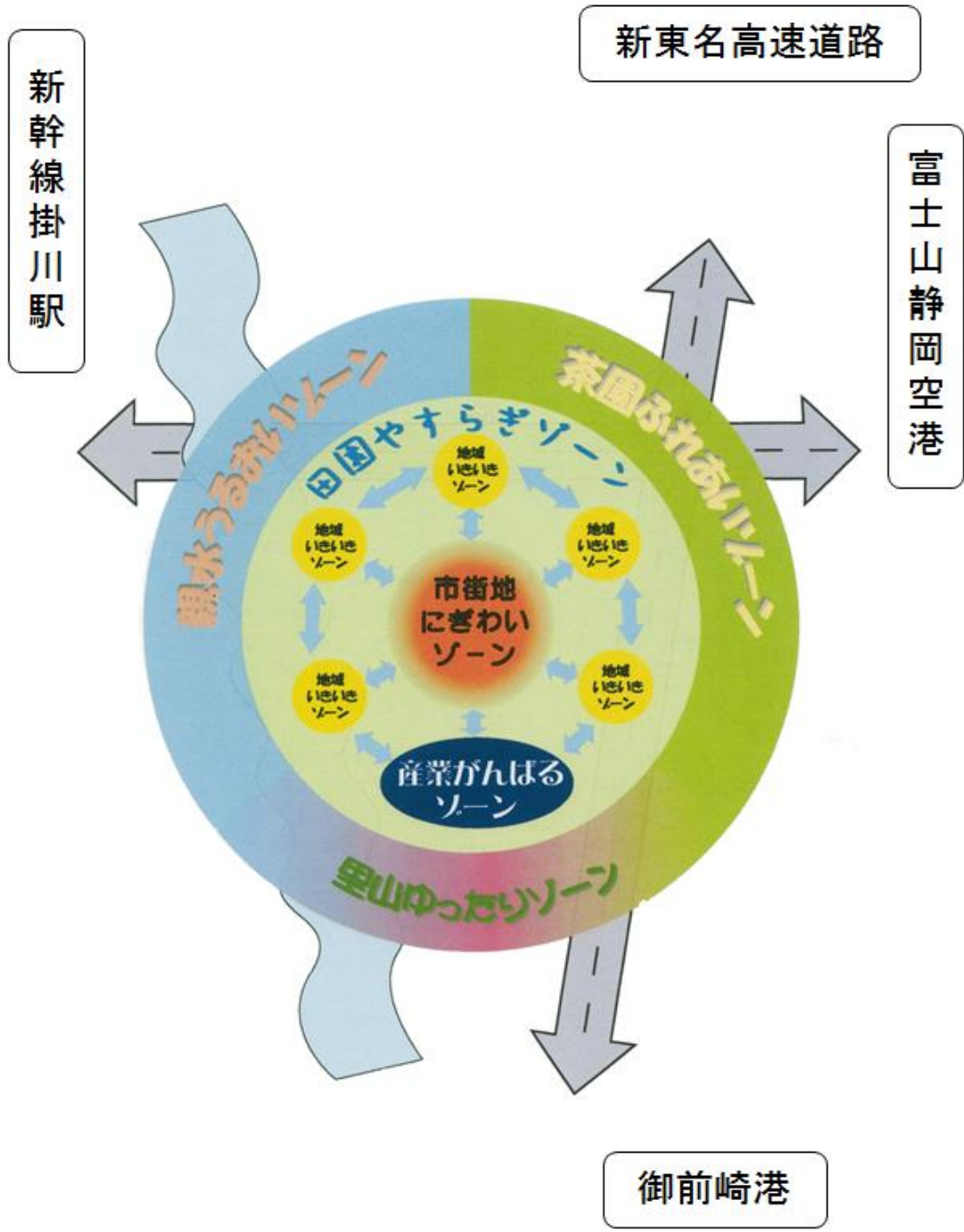
⑥ 里山ゆったりゾーン

棚田・雑木林などの良好な里山の環境や景観、さらに歴史と伝統をふまえた文化資源の保全に努め、自然が身近にあふれる憩いの交流拠点を目指します。

⑦ 産業がんばるゾーン

東名高速道路や隣接する富士山静岡空港、御前崎港など恵まれた立地条件のもと、流通インフラを最大限に活かし、既存産業の振興に加えた新たな業種・業態の導入を図ります。

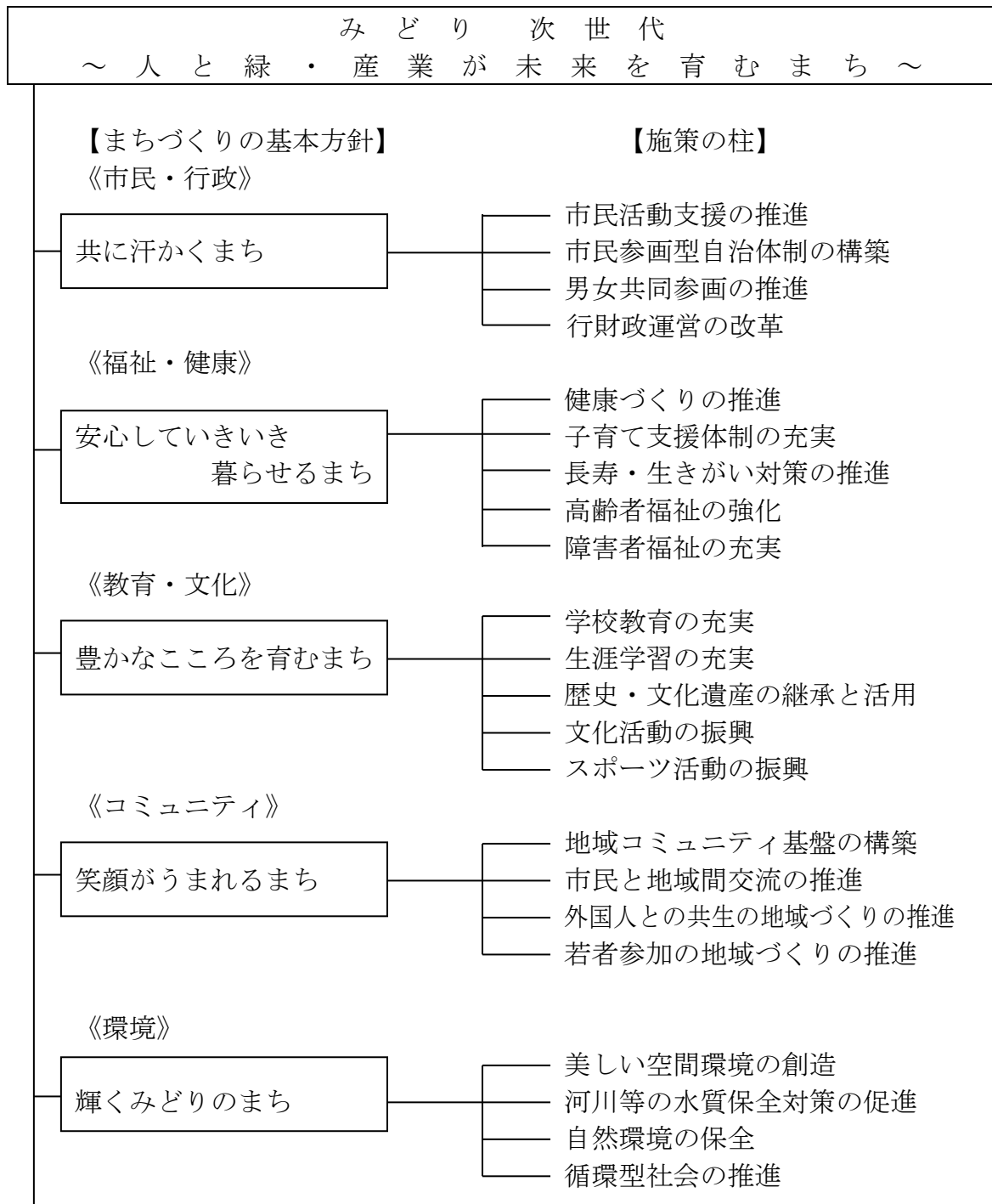
【土地利用概念図】

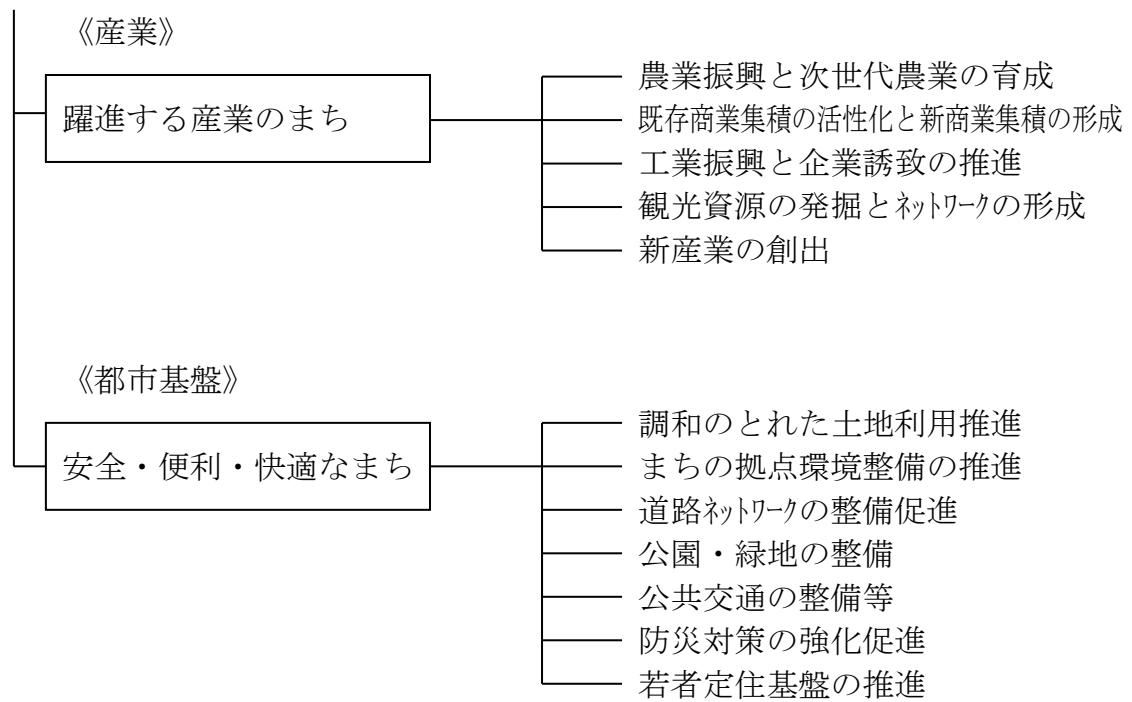


第5章 新市の施策

1 新市における施策の体系

新市の基本方針に沿って、以下のとおり主要施策を整理し、一体的な施策展開を図ります。





2 各主要施策の内容

(1) 共に汗かくまち《市民・行政》

① 市民活動支援の推進

NPOなど市民のまちづくりに関する担い手を育成するとともにボランティア等の新たな地域住民活動の活発化を推進します。併せて、文化・環境・福祉などの分野において、暮らしを支える様々な需要に対応した地域事業の育成と、まちづくりに係る人材の育成や情報提供を推進します。また、この地域活動を支援するために、地域担当職員制度を検討し、きめ細かな行政サービスの確保・充実に努めます。

主 要 事 業	該当プログラム
市民組織の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動やNPOなどの住民活動支援 ・まちづくり人材育成 ・職員の政策形成能力の向上 ・市民組織支援室・地域担当係員制度の創設 ・情報提供の充実
地域自治推進 コーディネーターの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティセンターの利活用の再構築 ・地域専門員の育成

② 市民参画型自治体制の構築

コミュニティ活動の積極的な担い手となる自治会、ボランティア、NPOなど、広くまちづくりにたずさわる住民組織に対し、市民参加を促す各種情報提供をはじめ、「目的」、「効果」の視点から見た協働のまちづくりを形成するために、計画の段階から市民の参加による合意形成に基づいた行政施策の展開を推進します。

主 要 事 業	該当プログラム
市民と行政の協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり組織の設立 ・出前まちづくり行政講座

③ 男女共同参画の推進

男女がともに個人として自立し、社会のあらゆる分野に男女共同参画社会の形成を進めます。また、家庭・職場・地域で男女共同参画の認識を深める啓発活動を推進し、行政の施策に反映されるシステムづくりを目指します。

主 要 事 業	該当プログラム
男女共同参画推進事業	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画プランの策定・講演会等の啓発事業の開催

④ 行財政運営の改革

政策目標の具体化、財源など経営実態を明確にし、限られた財源の中で、優先順位をつけることにより、「選択と集中」を行い、効果的かつ効率的な行政運営を推進します。さらに、外部委託などを推進し、行政サービスの効率化を図るとともに、行財政の省力化・効率化への対応や住民が求める利益性、迅速性に的確に対応するため、電子自治体の構築を目指します。また、NPOなどの民間団体と行政の連携に努めます。

主 要 事 業	該当プログラム
行財政改革の推進	<ul style="list-style-type: none">・行政評価システムの導入・政策主体行政の実現・施設業務等の外部委託の検討・行政サービスの向上・合併後の組織の再編（中・長期的）・自治体情報の電子化とネットワークの拡大・地理情報システム（GIS）の導入

(2) 安心していきいき暮らせるまち《福祉・健康》

① 健康づくりの推進

市民一人ひとりが自らの健康管理を行うための、情報を提供し、心身の健康に関する意識の高揚に努めるとともに、健診及び健康相談等を充実します。また、市民の安心と利便性の向上を図るため、菊川市立総合病院の医療体制の充実・強化を推進します。

主 要 事 業	該当プログラム
健康づくり住民組織の育成	<ul style="list-style-type: none">・ 健診、健康相談の充実・ 健康づくり住民組織の再編成による指導員育成
健康づくり年代別運動グループの育成	<ul style="list-style-type: none">・ 年代別運動教室の開催・ 年代別運動グループの育成
地域福祉計画の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 地域福祉計画の策定と事業推進体制の確立
菊川市立総合病院の充実	<ul style="list-style-type: none">・ 地域医療の充実・ 救急医療体制の強化・ 病院施設・設備の充実と効率的な運営・ 在宅看護支援の充実・ 人間ドック機能の充実

② 子育て支援体制の充実

少子化が進むなかで、地域において安心して生み育てていくことができる環境の整備に努めるとともに、地域で支え合いの子育て活動を支援します。また、児童や家庭が抱える様々な問題を解決するため、相談機能の強化と家庭教育などに関する支援体制を充実します。

幼稚園及び保育園の施設整備にあたっては、施設の規模や配置を十分に考慮し、施設整備を進めます。

主 要 事 業	該当プログラム
子育て支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none">• 子育て相談機能の充実• 子育てサークル等の育成・支援• ベビーシッター等地域の保有資源の有効活用
保育事業の充実	<ul style="list-style-type: none">• 一時保育促進事業等の拡充
放課後児童クラブの整備	<ul style="list-style-type: none">• 放課後児童クラブの活動の充実• 放課後児童クラブ施設整備の検討
保育園の整備	<ul style="list-style-type: none">• 保育園・幼稚園一体化施設の整備

③ 長寿・生きがい対策の推進

高齢化社会に対応して、高齢者が健康で生きがいを持ち生活できる地域社会づくりを目指し、学習・交流機会の充実を図ります。また、生きがい創出のために高齢者の知識・経験・技能を活用することにより、まちづくりの重要な担い手として活躍する場の充実を図ります。

主 要 事 業	該当プログラム
高齢者生きがい対策事業	<ul style="list-style-type: none">• 高齢者生きがいサロンの開設• シルバー人材センター事業の拡充、促進• 老人クラブの活動促進

④ 高齢者福祉の強化

高齢者の介護の必要性や役割が高まるなか、サービス基盤の整備と介護保険制度に基づく、質の向上や最適なケアプランの作成など、より充実したサービス提供に努めます。

主 要 事 業	該当プログラム
介護保険事業計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業計画の策定 ・介護老人福祉施設の整備 ・介護老人福祉施設機能の充実 ・介護サービス供給体制の確立

⑤ 障害者福祉の充実

障害者福祉の充実のため、障害のある人の自己決定を尊重し、支援費制度(※)に基づくサービス基盤の充実を図ります。また障害のある人が、安心して暮らせるよう自立の支援、機能回復訓練、在宅支援サービス、相談・啓発体制を支援していきます。

※支援費制度

福祉サービスの利用に際し、行政がサービスの利用者を特定しサービスの内容まで決定する制度（措置制度）に対し、利用者がサービス提供者を自由に選択し、契約によりサービスを受ける仕組みをいう。

主 要 事 業	該当プログラム
在宅支援サービス事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・支援費制度の充実 ・支援体制の拡充
相談・生活支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・相談ネットワークの確立 ・相談専門官の配置

(3) 豊かなこころを育むまち《教育・文化》

① 学校教育の充実

すべての児童・生徒の学力向上と個性を伸ばす教育環境づくりを進め、知・徳・体に優れた人間形成が図れるよう、教育及び施設内容の充実、心の相談事業の充実、教職員の資質向上を図るなど良好な教育環境の整備を推進します。また、家庭・学校・地域が連携し、子どもの社会性や豊かな人間性を育てる学校づくりを進めます。

主 要 事 業	該当プログラム
心の教育、心の教育相談事業	<ul style="list-style-type: none">・心の教育相談員の配置及び巡回指導の充実・子育て支援センターとの連携・日本語指導員講師及び国際児童相談員の配置
学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none">・園舎・学校施設等の耐震補強、増改築・体育館・プールの建設、改築・給食センターの改築
今輝いています人づくり推進事業	<ul style="list-style-type: none">・青少年健全育成事業（ふれ愛さつ運動等）の充実・ボランティア育成事業の充実・読み聞かせ事業の充実

② 生涯学習の充実

地域コミュニティ施設や図書館・地域の史跡・自然・人材を活用し、生涯学び続ける環境を整え、多様な体験活動の場、異世代が交流できる場を提供することにより次代を担う人づくりを進めます。

主 要 事 業	該当プログラム
生涯学習活動・講座の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報提供の充実 ・ 学習相談体制の充実 ・ 各種講座の開設 ・ 指導者・助言者の育成 ・ 個性化・専門化団体等の支援
読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館サポーターの支援・事業の充実 ・ 各種関係機関との連携による読書活動の推進 ・ 県内横断検索システムへの対応 ・ インターネット開放端末の設置検討 ・ 新鮮な蔵書の充実 ・ 移動図書館の充実

③ 歴史・文化遺産の継承と活用

文化財の掘り起こしや、かけがいのない歴史的遺産や伝統的な郷土工芸・芸能・行事を後世に伝えるため、生涯学習や総合学習に活用するとともに、継承、保護、保存に努めます。

主 要 事 業	該当プログラム
文化財ゾーンの設定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財ゾーンの資源調査の検討 ・ 文化財ゾーンの計画策定
文化財の保護及び活用啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護活動の推進 ・ 文化財保全事業 ・ 文化財顕彰活動支援

④ 文化活動の振興

文化会館アエルや中央公民館、常葉美術館を中心とした文化施設を有効活用して、市民に豊かな芸術文化に接する機会の提供を行うとともに、文化・芸術活動団体を支援し、心豊かになれる文化活動の推進と地域文化の継承や育成に努めます。

主 要 事 業	該当プログラム
文化・芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の拠点づくり事業 ・文化事業振興及び文化活動支援 ・文化会館アエルの改修、整備 ・文化ホール建設の検討

⑤ スポーツ活動の振興

スポーツの活動拠点として各種施設の整備・拡充を図り、指導者の育成やスポーツ団体を支援するとともに、スポーツ行事の開催を通じて一人1スポーツの普及促進に努めます。

主 要 事 業	該当プログラム
生涯スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種スポーツ活動育成・支援 ・地域に根付いた生涯スポーツ環境の整備 ・スポーツ効能情報の提供
地域総合型スポーツ計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体育協会とスポーツ少年団組織の統一化 ・スポーツ成人団体と少年団との連携・交流強化 ・各競技種目指導者の育成 ・生涯スポーツ活動による地域コミュニティの推進

(4) 笑顔がうまれるまち《コミュニティ》

① 地域コミュニティ基盤の構築

市民自らが住みよい地域を育てあげるためには、考え、話し合い、行動することが重要です。このため、地域社会活動を推進できる人材の育成、またそれを支える新たな自治組織の体制づくりとその活動の場としての防災センターを兼ねたコミュニティセンター等の整備・充実を図ります。

また、地域コミュニティセンターはコミュニティ活動の拠点、非常時には地域防災の拠点となる公共施設であるため、老朽化が進むコミュニティセンター（地区センター）施設の再整備を図ります。

主 要 事 業	該当プログラム
自治組織の活動支援	<ul style="list-style-type: none">・地域選択型個別メニュー補助の創設・自治組織の育成・支援・地域交流活動の支援
地域コミュニティセンター活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・地域コミュニティセンターの整備・地域づくりのための施策、制度の創設・地域コミュニティセンター（地区センター）再整備推進事業

② 市民と地域間交流の推進

市民参画の地域イベントにより、市民の交流と地域の活性化を図ります。また、他市町村との人や文化の交流を図ります。

主 要 事 業	該当プログラム
市町村交流事業	<ul style="list-style-type: none">・市民交流の推進・行政間交流の拡充

③ 外国人との共生の地域づくりの推進

新市に暮らす外国人と市民との相互理解を深めるための、日本語教室の開催や文化・スポーツイベントを通じた交流機会の拡充を図ります。

主 要 事 業	該当プログラム
外国人交流人づくり事業	<ul style="list-style-type: none">・国際交流活動の支援・外国人リーダーの育成・青少年等の海外派遣

④ 若者参加の地域づくりの推進

地域の将来を担う若者が活躍できる場づくりと、自治組織を中心に活動を支援する体制づくりをし、若者が参画したくなる地域づくりを推進します。

主 要 事 業	該当プログラム
地域まちづくりリーダー育成事業	<ul style="list-style-type: none">・若者リーダーの育成・他団体連携指導者の育成

(5) 輝くみどりのまち《環境》

① 美しい空間環境の創造

豊かな里山や棚田などの自然環境を保全し、これに活動するボランティア等に支援します。また、公園・緑地等が花とみどりに囲まれた景観づくりを進め、市民生活に密着した気軽に遊べる空間の創出を図ります。

主要事業	該当プログラム
四季の杜推進事業	<ul style="list-style-type: none">・ボランティアの育成・組織の育成及び団体のネットワーク・自然景観の保全・自然保護の情報提供
市民による花いっぱい運動支援事業	<ul style="list-style-type: none">・地域の花いっぱい運動の支援

② 河川等の水質保全対策の促進

家庭からの生活排水による汚濁の削減や水を大切にする暮らしの実践を奨励するとともに、公共下水道等の整備や合併処理浄化槽の適切な設置及び維持管理による河川等の水質保全に努めます。また、上水道については、水道事業の拡充を図り良質の水の安定供給ができるよう努めます。

主要事業	該当プログラム
上水道事業	<ul style="list-style-type: none">・水の安定供給事業・管路網の耐震整備・配水池建設の検討
生活排水処理対策事業	<ul style="list-style-type: none">・生活排水処理基本計画の策定・下水道基本計画及び実施計画の作成・公共下水道事業・合併処理浄化槽設置推進事業・生活排水対策実践事業

③ 自然環境の保全

身近にある自然環境と共生するうるおいのある水辺環境を創出し、地域住民の協力の下に憩いの河川・池等の空間の保全に努めます。また、ビオトープ（※）を通して自然の豊かさを感じる環境の保全・再生に努めます。

※ビオトープ

動物や植物が恒常的に生活できるように造成または復元された小規模な生息空間をいい、公園の造成・河川の整備の計画などに取り入れられる。

主 要 事 業	該当プログラム
水辺環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親水護岸の整備促進 ・遊歩道化の推進 ・イベントの支援 ・ビオトープの検討

④ 循環型社会の推進

ゴミの減量化、再資源化のため分別収集の強化を図り、循環型社会の構築に向けて新たなリサイクルシステムと省エネルギーの取り組みを推進します。また、市民一人ひとりの美化活動への意識を高めることにより、地球規模での環境問題に配慮したやさしい都市を目指します。また、最終処分場及びし尿処理場の維持管理・確保に努めます。

主 要 事 業	該当プログラム
ごみ処理・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ運動の推進 ・食用油、雑紙の回収 ・地域で実施する回収事業の支援
環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習指導員の育成 ・エコファミリー登録制度の推進 ・講演会、研修会等による啓発 ・自然環境条例の検討 ・自然エネルギーの利活用の検討

(6) 躍進する産業のまち《産業》

① 農業振興と次世代農業の育成

農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握を強化することにより、先進的な経営体等へ農地の集積を図るとともに、農業生産基盤の整備や農業用施設整備を推進し、担い手の育成・確保と農地の持つ多面的機能(※)を維持し保全に努めます。また、安全・安心な農畜産物の生産に努め、付加価値の高い特産品の開発と、技術進化に対応した取り組みを支援します。

※多面的機能

食料の生産のみならず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などの機能をいう。

主 要 事 業	該当プログラム
農業総合整備事業	<ul style="list-style-type: none">・ 農業用排水路整備事業・ 農道整備事業・ 集落水辺環境整備事業・ 集落排水路整備事業・ 基盤整備事業・ 畑かん整備事業・ 農地再編整備事業の推進・ 農業用排水路施設改修事業
農業経営育成事業	<ul style="list-style-type: none">・ 担い手及び担い手団体の育成・支援・ ビジネス経営体の育成推進・ 高能率機械・施設等導入の支援・ 農用地利用集積の推進・ 農地管理システムの充実・ 経営改善支援センター活動の強化充実
環境保全型農業の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 安全・安心な農畜産物の振興事業・ 情報提供の充実・ 消費者と農家の交流事業の推進

② 既存商業集積の活性化と新商業集積の形成

魅力と活気ある商店街などの商業づくりを目指すため、既存商店街においては、商工団体等と連携して、商店街の組織化を推進し、個店等の経営革新に伴う活力向上に向けた育成支援を強化します。また、新たな商業集積を目指し市民の利便性を高める沿道立地型、郊外立地型の店舗整備等を誘導します。そして、商業集積地への集客及び人材育成やコミュニティの場として多目的施設建設の検討をします。

主 要 事 業	該当プログラム
魅力ある商店街支援・育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手の育成・支援 ・チャレンジショップの育成・支援 ・商店自立支援対策事業の検討 ・新商業集積施設の誘導・誘致 ・多目的施設建設の検討 ・商店街組合設立の支援

③ 工業振興と企業誘致の推進

市の活力を高め、市民の雇用の機会や豊かな暮らしを確保するため、関係団体や既存企業と連携し、経営者の育成、経営の自立化など企業経営者の経営革新を支援し、地域経済の活性化に努めます。また、他産業の誘致や新産業の創出などのために新たな工業導入地区を検討し、戦略的な企業誘致活動を推進します。

主 要 事 業	該当プログラム
企業・工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成塾の検討 ・異業種交流の連携支援 ・起業支援施設整備の検討 ・創業の支援 ・経営革新の支援 ・企業誘致 ・雇用の場・機会の創出事業

④ 観光資源の発掘とネットワークの形成

横地城や塩の道、黒田家等の恵まれた歴史・文化資源とホテルの里や棚田、里山の緑等の環境資源のネットワークを形成し、イベントの開催、特産品の開発等と合わせて地域資源情報の一元化により観光振興を図ります。

主 要 事 業	該当プログラム
観光の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史資源のネットワーク化 ・ 体験型観光、産業観光の推進 ・ 観光宣伝モニュメント等の設置検討 ・ 特産品等の物産販売所設置の検討 ・ 新市観光開発構想及び計画の策定 ・ 観光宿泊施設の利活用の推進 ・ 茶業協会、観光協会設立の検討

⑤ 新産業の創出

地域の恵まれた立地条件を最大限に活かすため、先進的分野を担う「情報通信関連」「環境関連」「医療・健康・福祉関連」等の起業を支援し、起業精神を持ち自立を目指す人材を支援します。

主 要 事 業	該当プログラム
魅力ある商店街支援・育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ チャレンジショップの育成・支援（再掲） ・ 新商業集積施設の誘導・誘致（再掲） ・ 多目的施設建設の検討（再掲）
企業・工業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成塾の検討（再掲） ・ 異業種交流の連携支援（再掲） ・ 起業支援施設整備の検討（再掲） ・ 創業の支援（再掲） ・ 経営革新の支援（再掲） ・ 企業誘致（再掲） ・ 雇用の場・機会の創出事業（再掲）

(7) 安全・便利・快適なまち《都市基盤》

① 調和のとれた土地利用推進

市内の均衡ある発展と環境が共生するまちを目指すため、都市計画法や農振法・森林法等の各種法制度の適切な運用により、自然環境を保全する区域と市街化や地域活性化等に活用する区域にするために土地利用計画を策定し、調和のとれた土地利用の誘導を図っていくための条例の制定等について努めます。

② まちの拠点環境整備の推進

J R 菊川駅周辺地区や土地区画整理事業等については、重点整備地区として整備を推進していきます。また、東名高速道路菊川インターチェンジ周辺地区では、新市のイメージ向上につながる景観誘導や拠点施設配置の検討をしていきます。さらに、下平川周辺地区では、街並み景観に配慮した地域づくりを推進します。

主 要 事 業	該当プログラム
J R 菊川駅周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none">・南北自由通路の検討・整備・駐車場等の検討・整備・駅南土地区画整理事業の推進・交通結接点としての機能の確立・駅北地域の整備検討
東名菊川インターチェンジ周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none">・シンボリック施設等の設置の検討・土地区画整理事業の推進
下平川周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none">・都市的顔づくり推進計画の策定

③ 道路ネットワークの整備促進

新市の内外を結ぶ幹線道路の整備促進、また日常生活の安全性や交通弱者に配慮し、地域間や集落間を結ぶ生活道路の整備を目指します。

主 要 事 業	該当プログラム
道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路西方高橋線 ・都市計画道路朝日線 ・都市計画道路青葉通り嶺田線 ・町道三沢本線、三沢線

④ 公園・緑地の整備

緑化の推進と緑地の保全のための緑の基本計画を策定するとともに、既存公園・緑地・多目的広場等の再整備を推進します。また、地域住民等の協力を含めた適切な維持管理を継続していきます。

主 要 事 業	該当プログラム
公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の基本計画の策定 ・既存公園等の再整備

⑤ 公共交通の整備等

主な公共施設や、駅、病院、商業施設などを循環するコミュニティバス路線を設定し、多くの市民が利用しやすい公共交通手段の確保に努めます。また、市民の生活を守るため交通安全意識の高揚と交通安全施設や防犯灯等を整備して、安全で安心して暮らせる市民生活を実現します。

主 要 事 業	該当プログラム
地域内公共交通の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの運行事業

⑥ 防災対策の強化促進

地震・水害・原子力などの災害から市民の生命と財産を守るため、治水対策や土砂災害対策など災害に強い基盤整備を図るとともに、新市の地域防災計画を策定し、災害発生に備えた危機管理体制の整備や防災資機材の充実を進め、市民の防災意識の高揚と自主防災組織の育成強化に努めます。また、非常時における情報収集と伝達は重要であり、被災者等への対応を迅速にするため、防災無線などの情報化時代に対応した情報通信基盤の充実に努めます。

消防・救急体制の拠点となる消防庁舎を整備するとともに、想定される東海地震など大規模災害にも機能する防災拠点施設の整備充実を図ります。

また、消防車両の整備、非常時の避難所や救護所となる公共施設への飲料水兼用耐震性貯水槽の整備や、地域防災施設となる消防団蔵置所の整備、地域コミュニティセンター（地区センター）の再整備を行い、防災・災害対策の強化を図ります。

主 要 事 業	該当プログラム
防災無線の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同報無線の統合 ・ デジタル地域防災無線システムの整備
消防・救急体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防庁舎の整備 ・ 消防車両の整備
防災拠点施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヘリポート、大型防災倉庫などの整備
避難所・救護所施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備
地域防災施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団蔵置所の整備 ・ 地域コミュニティセンター（地区センター）再整備推進事業（再掲）

⑦ 若者定住基盤の推進

新市の活性化のため、若者が定住したくなる基盤づくりや、子育て・教育環境の充実に努めます。

主 要 事 業	該当プログラム
JR菊川駅周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅南土地区画整理事業の推進（再掲） ・ 駅北地域の整備検討（再掲）
東名菊川インターチェンジ周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地区画整理事業の推進（再掲）
下平川周辺地区の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市的顔づくり推進計画の策定（再掲）

第6章 新市における県事業の推進

新市は、静岡県の諸施策の推進と協働して計画的なまちづくりを推進する。

1 静岡県に要望する事業

(1) 道路交通体系の整備

新市は東に富士山静岡空港、西にJR東海道新幹線掛川駅、南に御前崎港、北に新東名高速道路と、陸海空の交通拠点のほぼ中央に位置しています。また、市内にはJR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジ、国道473号バイパスを有している優位性を保つなか、新市は産業を担うことのできる魅力的な新市となります。また、今後ますます集中すると予想される人・物・情報がスムーズに行き来できる広域交通の利便性の高い市にもなります。

これらの優位性や利便性を更に高めるためには、新市の一体化の実現、内外の資源や公共施設の利便性の向上と、南北軸及び東西軸の幹線道路の確保と連携による広域的な交通利便性の向上を図ることが大前提であり、また東海地震が発生した場合において、緊急輸送路としても円滑な往来を確保する必要があります。新市のまちづくりを推進していく上で、道路整備が早期に必要であります。

とりわけ、新市の一体化実現に向けて南北軸の幹線道路であり、同時に緊急輸送路でもある(主)掛川浜岡線バイパス及び現道の整備は急務であるといえます。また、南北に延びる(一)川上菊川線についても、新しい土地利用や産業振興のアクセス道路として市街地と連携を図る上で整備が必要であります。

さらに、東西軸の幹線道路として広域交通の利便性を促進し、かつ高規格幹線へのアクセス道路となる(主)吉田大東線、(一)吉沢金谷線、(一)大東菊川線、国道473号バイパスの整備は、新市の将来の発展を担う交通網の整備となります。

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
県道の重点的整備	新市の地域連携を強化する基幹的となる交通網の整備を行う。	(主)掛川浜岡線バイパス整備事業
		(一)川上菊川線整備事業
		(主)掛川浜岡線整備事業
高規格幹線アクセス道路の整備	広域交通の利便性を促進する交通網の整備を行う。	(主)吉田大東線整備事業 (都市計画道路・西袋線、菊川駅前通り線含む)
		(一)吉沢金谷線整備事業
		(一)大東菊川線整備事業
		国道473号バイパス整備事業

(2) 充実した防災対策等の推進と自然との共生の推進

新市は一級河川菊川が南北に縦断するとともに、多くの河川を擁していますが、地形上問題点が多く、過去の河川災害例から見ても、水害の発生が大いに懸念されております。こうした河川による災害発生を未然に防ぎ、住民が安心して生活できる安全なまちづくりのための治水対策は、新市における課題のひとつであります。

加えて河川の治水対策とともに、日常生活における身近な存在として河川に慣れ親しむための親水空間の整備も、豊かな創造性をはぐくむ快適なまちづくりを進める上でも必要と考えます。

さらに、東海地震の発生が予想されている昨今、砂防、急傾斜地崩壊対策などの土砂災害防止対策による、人命の保護を第一とする住宅災害の防止が安全なまちづくりにとって必要不可欠であり、大きな課題です。

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
充実した防災対策等の推進	治水対策のための主要河川の整備及び土砂災害防止対策等を推進する。	牛淵川整備事業
		小笠高橋川整備事業
		小出川整備事業
		沢水加川整備事業
		丹野川整備事業
		富田川整備事業
		菊川整備事業
		江川整備事業
		急傾斜地崩壊対策事業
		砂防事業
地すべり対策事業		
自然との共生の推進	豊かな水辺空間の復元・再生を推進する。	稲荷部川親水護岸整備事業

(3) 豊かな産物を供給する農林水産業の支援

農業関係においては、全国的に有名な茶産地の牧之原台地を抱えており、作業の省力化・大型機械化に対応すべく農道及び用水路の整備等の土地基盤整備は、今後の農業において必要不可欠な施策であります。

また、新市南部は広大な米穀地帯ではありますが、有効的な用水利用が図られておらず、担い手農家への農地集積も進んでいないのが現状であります。このため、生産性の高い土地基盤整備を目指した経営体育成基盤整備事業やかんがい排水事業を推進し、優良農地の確保と担い手への農地の集積などを図ることは、次世代農業につなげる施策として重要な課題であります。

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
豊かな産物を供給する農林水産業の支援	豊かな農産物の安定供給のための基本的な生産基盤の充実や生産性の向上を図る条件整備を推進する。	かんがい排水事業
		経営体育成樹園地再編整備事業
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
		地域用水環境整備事業
		ため池等整備事業
		経営体育成基盤整備事業
		農地中間管理機構関連農地整備事業
		基幹水利施設ストックマネジメント事業 農道整備事業

2 静岡県が実施を予定する事業

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
道路交通体系の整備	円滑な自動車交通を確保するため道路整備を推進する。	(主)掛川浜岡線バイパス整備事業
		(一)大東菊川線整備事業
		国道 473 号バイパス整備事業
		(主)掛川浜岡線整備事業
		(一)小笠掛川線整備事業
充実した防災対策等の推進	風水害の災害予防対策等を推進する。	(主)相良大須賀線整備事業
		西方川整備事業
		上小笠川整備事業
		稲荷部川整備事業
		小笠高橋川整備事業
		小出川整備事業
		急傾斜地崩壊対策事業
		砂防事業
地すべり対策事業		
豊かな産物を供給する農林水産業の支援	豊かな農産物の安定供給のための基本的な条件整備を推進する。	かんがい排水事業
		経営体育成樹園地再編整備事業
		農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業
		地域用水環境整備事業
		ため池等整備事業
		経営体育成基盤整備事業
		農地中間管理機構関連農地整備事業
		基幹水利施設ストックマネジメント事業
農道整備事業		

第7章 公共的施設の統合整備

公共的施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、将来見通しを立て、地域の特殊性や地域間のバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討することを基本に整備します。

なお、合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスが低下しないよう十分配慮し、電算処理システムの統合など必要な機能の整備を図ります。

また、公共的施設の老朽化や活用形態などを踏まえたなか、菊川市公共施設等総合管理計画に基づき、経営的視点から公共施設等の見直しを図り、必要に応じて公共施設等の廃止、複合化、機能移転、長寿命化、民間活力の活用などに取り組みます。

第8章 財政計画

1 前提条件

新市の財政計画は、平成17年度から令和6年度までの20年度間について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績等により推計し、普通会計ベースで作成したものです。

想定される合併効果（人件費の削減など）等に加え、一般財源の節約に努め、新市において健全な財政運営がなされるよう十分留意することとします。

また、第5章において示した主要施策・主要事業については、合併後の新市において、緊急性・効果等を勘案し策定する実施計画等に従い、限られた財源の中で、効率的・効果的な実施を図ります。

2 歳入

(1) 地方税

地方税については、現行制度を基本とし、過去の実績等を勘案して推計しています。

(2) 地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併に係る交付税措置を見込んで推計しています。

(3) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等に基づいて推計しています。

(4) 使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績等に基づいて推計しています。

(5) 国庫支出金及び県支出金

国庫支出金及び県支出金については、過去の実績等により算定し、合併に係る財政支援を見込んで推計しています。

(6) 繰入金

繰入金については、年度間の財源を調整するため、基金からの繰入を見込んで推計しています。

(7) 地方債

地方債については、新市建設計画に基づく主要事業に伴う合併特例債及び通常債を見込んで推計しています。

3 歳出

(1) 人件費

人件費について退職者の補充を抑制することによる一般職職員の減、合併に伴う特別職職員の減等を見込み推計しています。

(2) 物件費

物件費については、新市建設計画に伴う事業分、合併による事務経費の削減効果等を見込んで推計しています。

(3) 扶助費

扶助費については、過去の実績等を踏まえ、高齢化等の社会経済情勢の変化を勘案して推計しています。

(4) 補助費等

補助費等については、合併による事務経費の節減効果等を見込んで推計しています。

(5) 公債費

公債費については、平成 16 年度までの地方債に係る償還予定額に、新市における新たな地方債借入れに係る償還見込額を加えて推計しています。

(6) 繰出金

繰出金については、他会計への繰出金の推移を見込んで推計しています。

(7) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画における主要事業及びその他経常的な普通建設事業を見込んで推計しています。

歳入

(単位：百万円)

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
地方税	6,561	6,641	7,332	7,376	6,977	6,925	7,043	6,912	6,922	7,128	7,093	7,235	7,332	7,441	7,421	7,460	7,329	7,396	7,461	7,433	143,418
地方譲与税	541	782	371	359	336	327	319	301	287	272	286	286	286	290	289	298	294	295	295	295	6,809
利子割交付金	29	20	28	28	24	22	18	16	14	13	12	7	12	12	6	5	10	10	10	10	306
配当割交付金	12	17	21	10	8	10	11	12	23	44	34	21	29	23	27	28	24	24	24	24	426
株式会社等譲渡所得割交付金	22	18	16	4	4	4	3	3	41	27	36	16	35	23	19	18	27	27	27	27	397
地方消費税交付金	448	473	465	433	456	455	461	463	459	560	924	824	862	889	810	1,066	1,050	1,050	1,050	1,050	14,248
ゴルフ場利用税交付金	66	63	63	65	65	64	62	60	60	59	57	57	56	51	50	50	45	45	45	45	1,128
自動車取得税交付金	251	258	249	214	128	110	92	118	107	43	73	78	105	112	55	0	0	0	0	0	1,993
自動車税等譲渡性税割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	45	58	58	58	58	295
法人事業税交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	119	128	137	137	571
地方特例交付金	209	167	42	89	107	111	102	29	29	30	34	35	39	48	132	75	54	54	54	54	1,494
地方交付税	2,684	2,420	2,285	2,534	2,997	3,296	3,418	3,301	3,354	3,205	3,013	2,859	2,861	2,654	2,494	2,422	2,522	2,510	2,456	2,473	55,758
交通安全対策特別交付金	9	10	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	171
分担金及び負担金	285	283	285	436	290	436	341	348	383	335	326	301	306	264	141	73	62	62	62	62	5,081
使用料及び手数料	351	333	290	254	308	219	220	217	222	225	213	215	215	209	157	150	154	153	153	153	4,411
国庫支出金	1,749	1,751	1,169	1,433	2,624	2,358	2,034	1,777	2,053	1,821	1,845	2,219	2,268	2,026	2,688	2,245	2,334	2,305	2,476	2,641	41,816
県支出金	834	757	728	827	1,046	1,106	923	964	1,069	1,047	1,219	1,327	1,229	1,360	1,592	1,832	1,347	1,316	1,231	1,230	22,984
財産収入	42	58	183	91	105	79	87	102	32	31	104	30	133	50	142	40	93	43	43	43	1,531
寄附金	13	10	43	27	6	31	7	10	69	11	25	252	265	155	316	301	191	191	191	191	2,305
繰入金	237	865	471	516	1,051	23	345	396	443	667	322	349	416	516	568	406	234	345	227	778	9,175
繰越金	1,104	1,136	913	719	323	389	409	330	313	280	282	400	285	258	300	200	200	200	200	200	8,441
諸収入	844	929	845	965	886	905	927	926	871	864	877	890	955	950	1,056	1,009	956	956	956	956	18,523
地方債	1,249	1,627	1,523	1,521	1,676	1,547	1,552	1,496	2,053	1,565	1,468	1,866	1,631	1,939	2,486	2,005	2,254	1,530	2,227	1,650	34,865
歳入合計	17,540	18,618	17,331	17,910	19,426	18,426	18,383	17,790	18,813	18,235	18,252	19,275	19,328	19,278	20,775	19,786	19,365	18,706	19,391	19,518	376,146

歲出

(單位：百萬元)

區分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	計
人件費	2,887	2,861	2,797	2,763	2,808	2,277	2,673	2,660	2,618	2,497	2,612	2,647	2,608	2,618	2,643	2,890	3,289	3,277	3,279	3,285	57,011
物件費	2,085	2,076	2,077	2,144	2,138	2,227	2,159	2,201	2,320	2,532	2,687	2,853	2,790	2,710	3,084	2,877	2,522	2,545	2,571	2,552	49,150
維持補修費	75	67	73	75	89	92	163	133	108	130	146	144	163	152	183	116	326	289	287	275	3,086
扶助費	1,762	1,834	1,903	1,930	2,105	2,745	2,873	2,853	2,897	3,088	3,196	3,372	3,512	3,500	3,820	3,721	3,715	3,705	3,693	3,789	60,013
補助費等	1,779	1,733	1,802	1,903	3,023	2,338	2,252	2,565	2,425	2,181	2,276	2,171	2,218	2,529	2,823	2,530	2,625	2,619	2,611	2,642	47,045
公債費	1,926	2,037	2,227	2,478	2,516	2,115	2,086	2,043	2,101	2,055	2,014	2,078	2,094	2,079	2,069	2,098	2,174	2,278	2,072	1,891	42,431
積立金	624	521	577	346	228	136	234	17	618	208	74	45	284	45	93	700	720	20	20	20	5,530
投資及び貸付金	590	640	408	438	711	510	480	499	467	605	609	597	635	716	697	817	710	717	723	715	12,284
繰出金	928	1,060	1,105	1,197	1,216	1,299	1,485	1,520	1,523	1,575	1,641	1,665	1,610	1,269	1,141	1,163	1,192	1,209	1,230	1,229	26,257
投資的経費	3,747	4,877	3,644	4,065	3,924	3,602	3,379	2,729	3,327	2,697	2,287	3,007	2,919	3,066	3,945	2,435	2,062	2,017	2,875	3,090	63,694
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	30	30	30	30	30	180
歳出合計	16,403	17,706	16,613	17,339	18,758	17,737	17,771	17,178	18,283	17,683	17,577	18,540	18,843	18,709	20,775	19,786	19,365	18,706	19,391	19,518	366,681

